

令和4年度事業計画

(令和4年4月1日～令和5年3月31日)

1 警備業を取り巻く情勢の変化に対応した諸対策の推進

(1) 警備員教育へのIT機器の更なる導入

次の施策を推進し、警備員教育の合理化と利便性の向上を図る。

① いつでも現任教育の拡充（パソコンを20台から25台に増設）

クリックするだけで超簡単に操作できる、協会で作成した教育コンテンツ（基本5時間、施設5時間、交通5時間）を活用している「いつでも現任教育」のパソコンの台数を20台から25台に増設する。

② eラーニングへの対応

全警協が4月から実施を予定しているeラーニングに対応するため、協会での受講用パソコンを15台、会員貸し出し用パソコンを15台設置する。

(新たに増設するパソコンは、オリンピックレガシーで全警協から35台の提供を受けたもの)

(2) 雇用対策の推進

① 労働局、ハローワークとの合同面接会の共同開催

共同開催の合同面接会を拡充する。

(令和2年度1会場(川越)、令和3年度3会場(浦和、川越、熊谷)で実施)

ア 各支部で年1回以上実施する

- ・ 大宮、県南、県西、県北の各支部での実施(ハローワークの人材確保コーナー(警備)と連携)
- ・ 浦和支部は、氷河期専門窓口があるハローワーク浦和(埼玉しごとセンター)と連携して開催
(全警協の氷河期世代の方向け短期資格習得事業が終了後に実施)
- ・ 県東支部は、個別に検討する。

イ 協会が実施するもの

労働局、ハローワークとの調整、応募会社の募集、求人票の取りまとめ、求職者の募集、面接会当日の運営支援

ウ 各支部が実施するもの

開催日と会場の予約、応募会社代表によるハローワークとの連携、募集活動、面接会当日の会場設営、運営

エ 実施運用案と検討課題

- ・ 企業説明会と合同面接会の併用開催とする
- ・ 求人票は、合同面接会専用とする
- ・ 各支部エリアでの開催とするが、ハローワークの管轄には若干の違いがある
- ・ 参加企業は、原則支部管内企業とする
- ・ 他の開催エリアへの面接会への参加も可能とする。ただし、開催エリア外の求人会社は、多数の場合は抽選とする。

② 県女性キャリアセンターとの協働事業の推進

女性の雇用促進のため、女性キャリアセンターと連携し、次の事業を推進する。

- ・ インターンシップ型の職場見学の受入れ会社の募集（全講師参加の教育センター会議での案内周知及び参加希望会員に対する研修会を開催）
- ・ 合同企業セミナーの開催（参加者 30 人目標）～求人とのマッチング
- ・ 合同面接会の開催の検討

③ 効果的な広報活動の推進

より多くの求職者を募集するため、ポスター・チラシの作成、掲示場所の選定、インターネットの効果的活用（ホームページへのPR動画の掲載）等効果的な広報活動を実施

④ その他

- ・ 自衛隊連絡本部との連携～退職自衛官の求人、検定取得等の検討（全講師参加の教育センター会議での案内周知）
- ・ 公的機関との連携の強化（公益財団法人いきいき埼玉等との連携）

(3) 「就職氷河期世代の方向けの短期資格等習得コース事業」による「警備員検定取得と正社員（常用雇用）就職支援」を組み合わせた教育訓練の実施

（3ヶ年事業の3年目）

（厚生労働省委託事業→全国警備業協会受託（県協会へ事務委託）→埼玉県警備業協会受託）

全警協が厚労省から受託して実施する就職氷河期世代（35歳～55歳）を対象とした訓練コース（警備員検定を取得させ、正社員（常用雇用）就職につなげる出口一体型の

教育訓練)。

具体的には、「なろうとする者講習（6日）＋一般教養研修（2日）＋職場見学（2日）＋企業説明会」を1ヶ月間で実施する訓練コース

令和4年度は令和5年1月に交通警備2級で実施

(4) 適正取引推進対策の推進

- ・ 適正取引のための「自主行動計画」の周知及び活用の推進
- ・ 全警協発行のリーフレット「適正取引の推進」等を活用した活動の推進
- ・ キャンセルポリシー推進のために制作した「適正取引推進バッチ」の周知、普及及び活用の推進
- ・ 行政機関、政界、関係業界団体等に対する適正取引、労務単価向上の働きかけの推進
- ・ 適正取引の推進ための研修会等の開催や調査研究 等

(5) 働き方改革関連法への適切な対応

ア 働き方改革関連法への適切な取り組みを推進するための研修会等の開催

イ 働き方改革関連法の周知及び普及に関する活動の推進 等

(6) 警備業界イメージアップ活動の推進

警備員教育、各種キャンペーン、広報活動等を通じたイメージアップ活動の推進

(7) 協会加盟員拡充対策の推進

非加盟会社を対象とした研修会の開催等を通じての加入への理解を得る活動の推進

加盟各社による非加盟会社との連携事業等の機会を通じての加入の推奨活動の推進

(8) 教育体制等の整備充実

各種研修会や教育資材の整備拡充による教育体制の強化

(9) 各委員会、専門委員会及び特別委員会の効果的運営

各委員の参画意欲の高揚と活発かつ建設的な意見、提言の交換

(10) 支部長を中心とする支部活動の積極的な推進と適正な支部運営

研修会や社会貢献活動等支部活動の推進と会員相互の連帯感・協力意識の醸成

(11) 各会員会社の適正な業務推進

警備業法の遵守、適正な労務管理、労働災害防止等に関する施策の推進

2 警備員教育の充実強化

- (1) 会員の利便性の向上や時代の要請に応じた教育の実施等の会員ニーズに応えるため、I T機器を活用した警備員教育の推進。また、新たに県東・県北方面で現任教育ができる会場を探して実施
- (2) 新任教育への新たに I T機器を活用した教育の導入
- (3) 障がい者への適切な対応に関する知識、技能を習得させるための教育の実施
- (4) 警備員教育の重要性に対する理解の促進
- (5) 警備員指導教育責任者の機能強化
- (6) 資機材、教材の刷新、補充

3 特別講習の適正かつ効果的な推進

- (1) 特別講習の受講促進
- (2) 特別講習受講者に対する事前教育の充実強化
- (3) 特別講習講師の能力向上と優秀な人材の確保

4 受託講習等の適正な推進

- (1) 埼玉県公安委員会受託講習の適正な実施
- (2) 警備員指導教育責任者の新規取得講習・追加取得講習の実施
- (3) 警備員指導責任者現任定期講習の実施

5 研修会・講習会等の開催

- (1) 経営者研修会・労働安全大会の開催
- (2) 全警協総会、理事会、各種委員会、作業部会への対応
- (3) 関東地区警備業協会連合会総会、研修会等への対応
- (4) 全警協教育幹部研修会、特別現任講師・候補者研修会等への対応
- (5) 警備員指導責任者講習の開催
- (6) 推進事業
 - ア 賀詞交歓会の開催
 - イ 「警備の日」(11月1日)の推進
- (7) 会員親睦旅行

6 災害支援への適切な対応

- (1) 地域支援・連携のための防災用品備蓄
- (2) 災害支援活動用資機材の整備
- (3) 九都県市合同防災訓練等への参加活動を通じた災害支援対応力の向上

- (4) 電話連絡網招集伝達訓練の実施

7 労働災害事故防止対策の推進

- (1) 労働環境、社会保険制度等の充実・整備等の労働基盤の整備促進
- (2) 労働安全管理体制の確立と労働災害防止規定の遵守の徹底
- (3) 労働安全大会の開催
- (4) 安全運転コンクールと表彰の実施
- (5) 警備員に対する現場指導・監督運動の実施
- (6) 労働災害防止等に関するポスター、論文、標語の募集と表彰の実施
- (7) 労働災害防止啓発用の資料の作成配布
- (8) 交通誘導時等の受傷事故防止マニュアル等の効果的活用の促進

8 会議等の開催

- (1) 第10回定時総会
- (2) 理事会
- (3) 各委員会・専門委員会
- (4) 特別委員会
- (5) 教育センター会議
- (6) 教育研究部会
- (7) 監査会

9 表彰の実施

- (1) 役員、会員、講師等の功労者に対する表彰
- (2) 警備員等の功労者、永年勤続者、教育・各種事業に対する功労者等に対する表彰

10 警備業の運営、教育等に関する実態調査

- (1) 会員各社の規模、社保加入、業務実態等の調査
- (2) 新任・現任教育及び特別講習事業計画を策定するための調査
- (3) 労働災害事故発生状況の調査
- (4) その他事業の推進上必要と認められる事項に関する調査

11 犯罪抑止、交通事故防止、テロ対策等の治安対策に対する積極的な活動の推進

- (1) 振り込め詐欺防止等犯罪抑止活動への協力
- (2) 犯罪抑止協力事業への積極的な協力
- (3) 地域安全活動への貢献
- (4) 全国地域安全運動、全国交通安全運動、年末年始特別警戒等への協賛
- (5) テロ対策「彩の国」ネットワーク加盟員としての積極的な活動の推進

12 関係機関・団体等との連携強化

- (1) 全国労働衛生週間等への協力
- (2) (公財)埼玉県防犯協会連合会及び(公社)埼玉犯罪被害者援助センターとの連携、協力
- (3) (公財)埼玉県暴力追放・薬物乱用防止センターとの連携、協力
- (4) 警備業と関連する県・消防防災機関、その他の関係機関・団体との連携
- (5) 協定締結事業の推進
 - ア さいたま市教育委員会との「子ども安全協定」
 - イ 埼玉県・埼玉県警との「防犯のまちづくりに関する新協定」
 - ウ 埼玉県警交通部との「路上寝込み等による交通事故防止に関する協定」
- (6) 自治体、関係行政法人等の関係機関並びに建設業、電力等の関係産業団体との連携及び理解・協力の依頼
- (7) 埼玉県議会等への要望

13 その他の事業

- (1) 会員名簿の作成
- (2) 会員等への図書、物資の斡旋
- (3) 情報管理システムの効果的運用による業務の合理化・効率化の推進
- (4) その他、情勢により対応が必要となる事業への適切な対応
県協会が実施している賠償責任保険と全警協が新たに制度化する賠償責任保険の募集の周知